

専 決 処 分 報 告

次の事件は、芦屋市教育委員会委任規則第5条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、教育委員会に報告し、その承認を求める。

令和7年4月17日提出

芦屋市教育長 野 村 大 祐

記

芦屋市立青少年愛護センター処務規則の一部を改正する規則の制定について

処分理由

芦屋市子ども・若者未来応援会議条例の制定に伴い、規則の一部を改正する必要性が生じたが、急施を要したので専決処分したものの。

専決第4号

芦屋市立青少年愛護センター処務規則の一部を改正する規則の制定について

別紙のように、芦屋市立青少年愛護センター処務規則の一部を改正する規則を制定することについて、芦屋市教育委員会委任規則第5条の規定により、専決処分する。

令和7年4月1日

芦屋市教育長 野村 大祐

芦屋市教育委員会規則第 号

芦屋市立青少年愛護センター処務規則の一部を改正する規則

芦屋市立青少年愛護センター処務規則（昭和49年芦屋市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれぞれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前		
<p>(事務分掌)</p> <p>第4条 愛護センターの事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>こども・若者未来応援会議</u>に関すること。</p> <p>(10)・(11) (略)</p> <p>別表(第6条関係)</p>		<p>(事務分掌)</p> <p>第4条 愛護センターの事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>青少年問題協議会</u>に関すること。</p> <p>(10)・(11) (略)</p> <p>別表(第6条関係)</p>		
項目	専決事項	専決区分		決裁文書
	主査 所長 補佐、 主席 主査	所長 室長	教育副市長 部長 市長	合議 引継 先
計	1・2 (略)			
画				

